

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 法人税の申告期限の延長特例

Q. 法人税の申告期限の延長特例が改正されたとか。どのようになったのですか？

A. 法人税の申告期限は、原則として各事業年度終了の日の翌月から2月以内、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため提出期限までに提出することができない常況にあると認められるときは1ヶ月の延長が認められていましたが、**株主総会の期日設定の柔軟化に対応するために、今年度の税制改正でこの特例が改正**されることとなりました。

改正では、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、事業年度終了の日の翌日から2月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合に提出期限の延長が認められるものとし、

- ① 1月の延長、
- ② 会計監査人の監査が必要で、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日の翌月から3月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合に、その内容を勘案して**4月を超えない範囲で、**
- ③ **特別の事情により②の常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合に、**

税務署長が②と③を指定することとなっています。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kakutei_entyo_kisairei.pdf

★ 生前役員退職金

Q. 生前役員退職金は、相続面だけでなく、法人税、所得税の面でも効果があるそうですが、どのような効果があるのですか？

A. 役員退職金の支給は、株価の引き下げ、法人税の節税、所得税の税負担が軽いというメリットがあります。

役員退職金は、その金額が過大でない限り、損金の額に算入することが認められています。そして、役員退職金を支給しますと、次のような効果を生むこともできます。

- ① 自社株を純資産価額方式で相続税評価する場合に、評価減の効果が大きく、株式の生前贈与等が容易になる。

- ②退職金をもらう役員は、退職所得として課税されるため、比較的税負担の少ない収入が得られる。
- ③会社の利益と相殺されるため、法人税の負担が少なくて済む。

会社の利益が圧縮できるということは、類似業種比準価格の算定において、課税所得金額を減額することになり、純資産価額だけでなく類似業種比準価額も評価を下げることになります。

なお、この場合の損金として認められる役員退職金の算定方法の一つに功績倍率方法というものがあります。

適正な退職金=最終報酬月額×在任年数×功績倍率でその役員退職金を計算するという方法です。役員退職金が過大かどうかの判定は、一般に、同規模他社の功績倍率、退職に至った事情、在任中の功績等を勘案して行われます。

したがって、過大役員退職金と判定されないためには、役員退職金規程を作り、功績倍率を決めておく必要があります。

ただし、相続直前で生前役員退職金を支給すると相続財産の算定でみなし相続財産である死亡退職金の非課税控除の適用がなく、本来の財産として評価されますので、支給の時期はご注意ください。

資 産 税

★ 教育資金の一括贈与の提出書類

Q. 教育資金の一括贈与の提出書類について改正がされたようですが、どのようになったのですか？

A. 電子媒体での提供ができるようになりました。

教育資金の一括贈与の特例とは、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合に贈与税が非課税になるというもので、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の個人が教育資金に充てるための資金を、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から信託受益権を付与された場合などに、信託受益権又は金銭等の価額のうち受贈者1人につき1,500万円までの金額に相当する部分の価額につき贈与税が非課税となる制度です。

この特例を受けるには、教育資金の支払いに充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関に提出しなければなりません。平成29年度の税制改正において、利用者の利便性をよくすることを目的として、紙媒体だけでなく、電子媒体での提出も認められることとされました。

この取扱いは、平成29年6月1日以後となっていますが、金融機関によって対応が違うようですので、確認をしてください。

★ 相続税対策における不動産投資

Q. 不動産投資は相続税対策になると聞きましたが、どのような効果があるのですか？

A. 相続税では、賃貸物件を取得すると、土地は貸家建付地として、また建物は貸家とし

て次のよう評価することとされています。

①土地

貸家建付地の評価＝土地の更地価額×(1－借地権割合×借家権割合)

②建物

貸家の評価＝建物の固定資産税評価額×(1－借家権割合)

すなわち、たとえば土地の更地価額が1億円、借地権割合が70%、借家権割合が30%であれば、貸家建付地の評価は7,900万円の評価になり、更地価額の21%が減額されることとなります。また、建物についても、建築費を1億円、固定資産税評価額を6,000万円、借家権割合を30%としますと、建物の評価額は4,200万円になり、建築費の58%が減額されることとなります。

つまり、2億円で投資したものが、この場合であれば、1億2,100万円の評価となり、差額7,900万円もの相続財産が圧縮できることとなるわけです。

このように、収益物件に投資しますと、財産の額を大きく圧縮することができるのですが、**不動産投資で大切なのは収支だということを忘れないよう**にしなければなりません。

そ の 他

★ 法定相続情報の添付書面

Q. 法定相続情報証明制度が始まったそうですが、申し込みをするときにどのような書類がいらいますか？

A. 法定相続情報証明制度は、相続登記を促進させるための制度で、相続人が被相続人や相続人の戸除籍を収集して、**法定相続情報一覧図**を作成していったん登記所に提供すれば、登記官がその写しを作成して、必要通数を交付してくれるという制度です。相続人は、何度も同じ書類を取り寄せる必要がなくなるというメリットがあります。

一覧図には、次の書類を添付します。

- ①被相続人の出生時から死亡時までの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
- ②相続人の戸籍謄本、抄本又は記載事項証明書
- ③被相続人に係る住民票の除票や戸籍の附票
- ④申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証明する書類
- ⑤申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(その申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む)
- ⑥代理人によって申出をするときは、代理人の権限を証する書類

[制度の概要PDF](#)

<http://www.moj.go.jp/content/001222823.pdf#search=%27%E6%B3%95%E5%AE%9A%E7%9B%B8%E7%B6%9A%E6%83%85%E5%A0%B1%27>

法定相続情報一覧図

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000015.html